

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画浅野三丁目西地区地区計画を次のように変更する。

名 称	浅野三丁目西地区地区計画	
位 置	北九州市小倉北区浅野三丁目地内	
面 積	約5. Oha	
地区計画の目標	<p>当地区は、北九州市の都心に位置し、JR鹿児島本線、山陽新幹線の小倉駅、都市高速及び国道199号に隣接する広域交通の利便性の高い地区で、各種都市機能が充実した百万都市の顔づくりを進めている地区である。</p> <p>平成3年に策定した「小倉駅北口地区整備構想」では、北口地区全体を広域の都市活動の交流拠点機能を担う地区と定め、5つのゾーンを設定し、適切な機能配置による一体的な発展を目指すこととしている。</p> <p>また、当該地区に隣接する小倉駅を中心とした地区では、本市の玄関口にふさわしい都市機能の整備と良好な都市景観の形成を図ることを目標とした「浅野地区地区計画」を平成10年に策定しており、既に西日本総合展示場、アジア太平洋インポートマート、北九州国際会議場等のコンベンション機能が集積している。</p> <p>当地区は、都心における賑わいを創出し、多様な生活・安心サービスを提供する都市機能の整備と良好な都市景観の形成を図る。</p>	
保全の方針 区域の整備・開発及び	土地利用の方針	都心における賑わいを創出し、多様な生活・安心サービスを提供する都市機能の整備と良好な都市景観の形成を図るために、港湾的土地利用から都市的土地利用へ転換を図る。
	建築物等の整備の方針	都心における賑わいを創出し、多様な生活・安心サービスを提供する都市機能の整備と良好な都市景観の形成を図ることを目的に、地区の目標にそぐわない建築物の用途の規制及び良好な景観形成のために建築物等の形態又は意匠の制限を行う。
地区整備計画 建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	<p>建築できない建築物は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工場(建築基準法施行令第130条の6に規定するものを除く。) 2 自動車教習所 3 畜舎 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 5 倉庫業を営む倉庫 6 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物(ガソリンスタンドを除く。) 7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項各号に掲げる店舗型性風俗特殊営業の用に供する建築物
	建築物等の形態又は意匠の制限	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の外壁又はこれに代わる柱及び屋根の色は、地区の環境に調和した落ち着いたものとする。 2 広告物又は看板類の形態又は意匠については、周辺の環境に調和し、優れた都市景観の形成に寄与するものとする。

「区域は計画図表示のとおり」

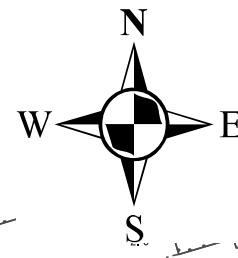
理 由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に変更するものである。

当初：平成17年8月3日告示 第582号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29-2号

北九州広域都市計画 浅野三丁目西地区地区計画の変更(北九州市決定)

S = 1/2,500



計画図

